

# 規則を守って楽しい漁業

赤川漁業協同組合

山形県鶴岡市本町三丁目 3-20

電話 0235-22-2077

## 漁業の期間

(行使規則第4条)

| 漁業      | 漁業期間                 |
|---------|----------------------|
| 瀬曳網漁業   | 3月1日～8月31日           |
| ます巻網漁業  | 3月1日～8月31日           |
| あゆ網漁業   | 大山川 9月1日～10月31日      |
|         | 赤川・京田川水系 8月1日～10月31日 |
| 刺し網漁業   | 赤川水系 3月1日～8月31日      |
|         | 京田川水系 3月1日～8月31日     |
| もくずがに漁業 | 9月1日～12月31日          |

| 魚種           | 漁業期間  |
|--------------|---|
| いわな・やまめ・にじます | 4月1日～9月30日  |
| あゆ           | 解禁日から10月31日まで<br>掛釣は、さげ築下に限り、<br>8月15日～10月31日まで<br>(三川橋から羽黒橋の間は9月1日から)<br>禁漁日は山形県漁場管理委員会の指示に準ずる |
| 八ツ目          | 周年  |
| 遡河性ます        | 3月1日～8月31日  |

## 禁止区域・期間

| 魚種    | 漁具・漁法           | 区域  | 期間               |
|-------|-----------------|---|------------------|
| 全魚種   | 舟艇及び網漁          | 1. 大鳥池<br>2. 黒森地内新川橋上流床止工から河口   | 周年               |
|       | 全漁具・漁法          | 1. 大鳥池に注ぐ西沢<br>2. 赤川頭首工から上下流 100M 地点まで<br>3. 馬渡床止工から上下流 100M 地点まで<br>4. 月山ダム上流左岸1号標柱から右岸2号標柱を結ぶ線から下流梵字川ダムまでの梵字川<br>5. 伊勢横内床止工から上下流 100M 地点まで<br>6. 黒川床止工から上下流 100M 地点まで |                  |
|       |                 | 大鳥池全域   | 10月1日から翌年5月31日まで |
|       | 投網・刺し網          | 鶴岡市日枝地内坂本橋から鶴岡市宝町地内三次郎橋までの内川  | 周年               |
| はや    | 全漁具・漁法(さお釣りを除く) | 1. 三川橋から上流羽黒橋までの赤川<br>2. 前野橋から上流添川橋までの京田川<br>3. 津利橋から上流石山橋までの大山川  | 5月20日から6月30日まで   |
| かじか   | 全漁具・漁法          | 1. 羽黒橋から上流馬渡床止工までの赤川<br>2. 前野橋から上流添川橋までの京田川<br>3. 津利橋から上流石山橋までの大山川  | 5月1日から5月31日まで    |
| 遡河性ます | 瀬曳網             | 三川橋上流全域   | 周年               |
|       | ます巻網            | 1. 三川橋より下流全域<br>2. 砂川堰堤から下流 100M 地点まで<br>3. 梵字川と早田川の合流点から上・下流 100M 地点まで   |                  |
| 全魚種   | 巻網・投網           | 津利橋より上流の大山川   | 稚あゆ放流の日から8月31日まで |

※ 3枚網及び刺網(あゆ巻網)を継ぎあわせて使用することは出来ません。やすの使用はかじかに限ります。

## 採捕の制限

※ 下記の体長以下の幼魚は採捕を禁止されています。

(行使規則第8条)

| 魚種         | 体長      | 魚種                         | 体長     |
|------------|---------|----------------------------|--------|
| うぐい(はや)、ふな | 5cm以下   | やまめ、いわな、にじます<br>ひめます、さくらます | 15cm以下 |
| もくずがに      | 甲幅5cm以下 |                            |        |
| こい         | 10cm以下  | やつめうなぎ、うなぎ                 | 30cm以下 |

## 漁具・漁法の禁止及び制限

(山形県内水面漁業調整規則)

|                              |                         |
|------------------------------|-------------------------|
| 1. 巻き持ち網にして土木石竹を持って奇手を建設する漁法 | 7. 瀬干し及びすがぜめ            |
| 2. うなわ(うなわ類似のもの又はゴロ石を含む)     | 8. 火光を利用する漁法            |
| 3. 板押し                       | 9. 箱せん及びびんせん            |
| 4. ます刺し網(流し網、3枚網を含む)         | 10. やす・もり(ます・こいに使用するもの) |
| 5. 水中に電流を通じてなす漁法             | 11. 1枚網以外の刺し網           |
| 6. 爆発物又は有毒物を使用する漁法           |                         |